備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を国土交通省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三　国土交通省の庁舎であって東京都千代田区大手町一丁目三番四号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都千代田区	大手町一丁目三番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	大手町一丁目一番から四番まで及び七番から九番まで、内神田一丁目一番から四番まで及び十二番から十四番まで、神田錦町一丁目一番地、三番地、五番地、七番地、九番地、十一番地、十三番地、十五番地、十七番地、十九番地、二十一番地、二十三番地、二十五番地、二十七番地及び二十九番地、神田錦町二丁目一番地から三番地まで、五番地、七番地、九番地及び十一番地、神田錦町三丁目、一ツ橋一丁目並びに一ツ橋二丁目一番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を気象庁に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○環境省告示第六十六号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

環境大臣　大塚　珠代

一　環境省の庁舎であって東京都千代田区霞が関一丁目二番二号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都千代田区	霞が関一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	霞が関一丁目、霞が関二丁目、霞が関三丁目一番、内幸町二丁目及び日比谷公園
	東京都港区	西新橋一丁目一番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を環境省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　環境省の庁舎であって東京都港区六本木一丁目九番九号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都港区	六本木一丁目九番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都港区	六本木一丁目、六本木三丁目一番から四番まで及び十六番から十八番まで、赤坂一丁目十二番から十四番まで、麻布台一丁目一番から十番まで、虎ノ門四丁目三番並びに虎ノ門五丁目一番から十番まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を環境省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○防衛省告示第百十八号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び第二項の規定により、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年五月二十三日

防衛省の庁舎

防衛大臣　中谷　元

対象施設の敷地	東京都新宿区	市谷本村町五番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都新宿区	市谷本村町、荒木町六番地及び十番地から二十三番地まで、市谷加賀町一丁目、市谷加賀町二丁目、市谷砂土原町一丁目、市谷砂土原町二丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目、市谷田町二丁目、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷薬王寺町、市谷片町、三栄町十二番地から十四番地まで、十九番地から二十三番地まで及び二十六番地から八番まで、納戸町、本塩町七番地から二十三番地まで並びに四谷坂町
	東京都千代田区	九段北四丁目四番及び五番町

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。